

令和2年5月28日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

6月1日以降の放課後キッズクラブの対応について

日頃から、放課後キッズクラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

一斉臨時休業期間中については、利用の制限や自粛等に、ご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言の解除に伴い、6月1日より段階的に教育活動が再開されることとなりました。これに伴いまして、6月1日以降のキッズクラブの利用についてお知らせいたします。教育活動は再開されますが、感染症防止の観点から、6月1日～6月14日の間については、引き続き感染防止のため、クラブを利用せずに、家庭で過ごすことが可能な場合においては、利用を控えるようお願いいたします。

また、引き続き、利用区分1の児童の利用については、制限をさせていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 放課後キッズクラブの利用について（6月1日以降）

(1)6月1日(月)～30日(火)【分散登校・短時間授業、給食なしの期間】

- ・利用区分2の児童のみを対象として開所します。（* 開所時間は学校終了後からです。）
- ・キッズクラブを利用する児童は、キッズクラブで昼食をとることを基本とします。
- ・6月13日(土)までは必ずお迎えをお願いします。

(2)通常通りの授業、給食開始後

・利用区分2の児童に加え、一週間程度の準備期間を経た上で、限定的に利用区分1の児童の利用を開始します。

・利用区分1の児童の利用の再開について、当面の間は、3つの密を防ぐ観点から、時間・日数・学年を限定(例：1時間限定、利用できるのは週2日以内、月曜日は1年生のみ等)して行うなど、学校やクラブの状況等に応じて、限定的に開始するものとします。詳細については、クラブを通じてお知らせします。また、利用区分1の一時利用（1回 800円に加えおやつ代100円）についても再開します。

2 利用料について（6月1日以降）

(1) 4月8日～6月14日までの期間中、本市からのお知らせによって、クラブの利用を控えていただいた方の利用料については、今後、国が実施する財政支援策の基準に沿って、後日、日割りの利用料を返還させていただく予定です。詳細については6月上旬にクラブを通じて改めてご連絡します。

(2) 6月15日以降については、利用料の返還の取り扱いはありません。教育活動が6月1日に再開することで、利用区分2から利用区分1への変更をする場合は、各クラブへ「利用区分変更申込書」を提出してください。

3 留意事項

- (1) 感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- (2) 毎朝の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、放課後キッズクラブを利用できません。
- (3) 放課後キッズクラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。

4 横浜市「新型コロナウイルスにかかる放課後事業の対応について」

URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/houkagokorona.html>

（本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の一斉臨時休業に係る放課後事業の対応について）

利用区分の変更、利用等に関するお問い合わせについては、直接利用する放課後キッズクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068

特定非営利活動法人東中田小ふれあいキッズクラブ

TEL 805-1814